

農業者の皆様へ

補助事業活用のすすめ

R5.4

群馬県農政部農業構造政策課

I 補助事業の流れ（県単独事業の場合）

時期	区分	取組	解説
前年度	調査以前	構想 経営改善の構想	■事業者 ○3～5年後の経営を見据え、その実現に必要な機械・施設等を想定してください。
	6月まで	意向表明 市町村へ意向表明	■事業者→市町村 ○6月までに市町村担当者に構想を伝えます。
	8月頃 2月頃	要望量調査（概算） 要望量調査（確定）	■事業者→市町村→県 ○8月は、予算確保のための概算調査です。 ○2月は、事業者の構想を実現レベルまで高めて頂き、具体的な要望として申請します。 ※国庫事業ではポイントによる割当内示。
当年度	4月～6月頃	計画書類作成 ヒアリング (成果目標に対するポイント評価も)	■市町村と県 ○事業者からの要望を検討し、優先順位を決定します。採択する事業者については、市町村に実施計画書の提出を求めます。
		実施計画書の提出	■（事業者→）市町村→県
		計画承認、交付内示	■県→市町村（→事業者）
		補助金交付申請書提出	■（事業者→）市町村→県
		補助金交付決定	■県→市町村（→事業者） ○これで事業に着手（見積依頼等）できます。
事業期間中	着工期中	入札（見積合わせ）・契約 (概算払い) (変更承認申請)	■事業者 ○交付決定後、速やかに実施してください。
		遂行状況の報告	■（事業者→）市町村→県→市町村（→事業者） ■（事業者→）市町村→県→市町村（→事業者） ■市町村→県
竣工後	竣工	竣工（納品）検査	■（事業者→）市町村→事業者 ○市町村が検査をし、合格すれば補助金が支払われます。これで事業完了。年度内に行われる必要があり、県はその履行を確認します。
	報告	実績報告書の提出	■市町村→県
	検査	完了検査（現地調査）	■県→市町村（・事業者）
	確定	補助金額の確定・補助金の支払い	■県→市町村 ○目標年度（3年目）までは、利用状況を報告します。 ※目標達成まで改善指導を受ける場合があります ○財産処分制限期間中は勝手に処分等はできません。

注) 実施時期は、県段階のものなので、農業者の〆切はその前になります。県単独事業、国庫事業ともに、

事業要望はなるべく早い時期に、市町村担当者に繋げておいてください。

II 補助事業を活用するための注意事項

<計画書類作成まで>

1. 補助事業の内容は、目標年度の経営内容に対し、適切な規模、能力、台数等でなければなりません。（「農業機械適正導入のてびき」参照）
2. 申請要件、補助率、必要な書類等は、各事業内毎に細かく決められています。各事業の実施要領及び補助金交付要綱等を必ず確認してください。
3. 本則課税事業者の場合、消費税分は補助対象事業費に含まれません。消費税等仕入控除税額についての届出書を提出してください。非課税又は簡易課税事業者であっても、事業年度の状況により判断されます。確定申告書の写し等をご用意ください。
4. 国庫事業の要望は、各事業毎に募集期間が定められ（通常1月～2月上旬）、公募開始から締切まで1ヶ月に満たない場合も多くあります。市町村への早めの相談をお願いします。

<着工から補助金支払いまで>

1. 必要な手続きを経ないで事前に着工した場合は、補助対象外となる恐れがあります。
2. 事業内容を大幅に変更する場合は、事前に補助事業者（知事）等の承認が必要です。
3. 事業完了（市町村から事業者への補助金の支払い）期限は、原則、事業年度内（3月末）までです。計画的な進捗管理をお願いします。定期的に、遂行状況の確認も行います。
4. 事業完了のための竣工（納品）検査は、請求書の発行をもって市町村に請求できます。契約内容によっては、一旦事業者が事業費を立て替える必要が生じますが、自己資金が不足する場合は市町村に「概算払い」を請求できます。

<補助事業完了後>

1. 事業者が導入した機械・施設は、耐用年数が切れるまで（5～31年。農業用機械は7年）処分制限を受けます。
「利用計画の変更」：補助金等の交付の目的に反しない対象作物の変更、計画処理量の変更等。
「財産処分」：補助事業の目的外使用を含む中止、譲渡、交換、貸付け、又は担保に供すること。
　　適正化法・承認基準通知等に基づく手続きで、原則、補助金返還。
「模様替え」：移転、更新又は増築、模様替え等。国取扱い通知に基づく届出。
「被災報告」：国取扱い通知に基づく届出。被災時の写真を撮影のこと。
2. 処分制限期間を経過するまでは、財産管理台帳や証拠書類の整理保管が必要です。
3. 国庫事業では、目標が達成されない場合、改善指導を受け結果が公表される場合があります。

III 必要となる書類の整理について

■実施計画書等への添付書類

受益地及び設置（保管）場所等の位置図、カタログ又は概算設計書（立面図、平面図）、対象作物の作付体系及び機械・施設の利用計画、能力及び規模決定根拠、見積書等
団体の場合は、構成員名簿、規約又は定款、管理運営規程、事業実施を決定した議事録

■実績報告書への添付書類

写真（着工前）、出来高設計書、入札執行調書、入札書、請求書、工事完成通知又は納品書、振込依頼書、通帳の写し、財産管理台帳等
※現金での支払いは、原則認められません。

①早めの相談、②入念な計画、③緻密な執行が大切です。
「面倒くさい」と感じられるかもしれません、県、市町村、関係機関が全面的に支援します。
是非、力強く成長する農業経営の実現のため、補助事業をご活用ください。

■国が実施する主な事業（農林水産省「逆引き事典」を参照してください）

1. 強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）

- (1)対象者：県、市町村、農業者の組織する団体（受益農業従事者が5名以上の企業も対象）
- (2)対象内容：産地基幹施設。総事業費5,000万円以上。中山間地域等の優先枠あり。
- (3)補助率：1/2、1/3以内。
- (4)配分基準：整備内容毎に定められた項目から2項目を選択。更に、GAP認証等の特別加算、担い手又は機構連携強化等の加算あり。費用対効果分析との対応留意。

2. 農地利用効率化等支援交付金（融資主体支援タイプ）

- (1)対象者：人・農地プランの中心経営体等
- (2)対象内容：農業用機械・施設。50万円以上の機械等。スマート農業等優先枠あり。
- (3)補助率等：補助率3/10以内。上限300万円。条件を満たす場合600万円。融資残・市町村等補助残補助。
- (4)配分基準：
 - 【必須】付加価値額（収入総額－費用総額＋人件費）の拡大
 - 【事業関連】規模拡大、経営管理の高度化、新規就農、農業者育成、女性取組
 - 【地区ポイント】集積率、機構活用実績による

■県が実施する主な事業（「群馬県農業支援策活用ガイド」を参照してください）

1. 農業経営力向上事業（旧はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業）

- (1)対象者：認定新規就農者、認定農業者、集落営農組織、農業者の組織する団体等
- (2)対象内容：推進事業。事業費30万円以上の農業用機械・農業用施設等。
- (3)補助率等：下記表参照。整備事業は融資を受けること。

メニュー	推進事業（上限）	整備事業（上限）
新規就農者支援型	50%以内（15万円）	50%以内（200万円）
スマート農業支援型		
環境保全型農業支援	50%以内（25万円）	30%以内（200万円）
担い手支援		
環境負荷軽減支援	—	15%以内（200万円）

- (4)成果目標：新規就農者支援は、就農計画に即した成果目標を設定

スマート農業支援、環境保全型農業支援、担い手支援は、所得の向上の必須目標と、次から選択目標を1つ設定【経営規模拡大、効率化・省力化、品質の向上、単位面積当たりの収穫量の増加、遊休農地の解消、農業経営の複合化、新規作物の導入、経営の法人化、6次産業化、GAP認証取得、有機JASの取得、農福連携、農産物輸出】他は、実施要領に示す要件を満たすこと

2. 「野菜王国・ぐんま」総合対策事業

メニュー	対象者	対象内容	補助率（上限）
大規模野菜経営体育成支援	認定農業者	施設整備 機械整備	3/10以内（800万円） 3/10以内（500万円）
ぐんまの野菜産地育成支援 (ハード事業)	J A、団体等 認定新規就農者・認定農業者（イチゴ栽培施設整備）	農業用施設 農業用機械	3/10以内（800万円） 3/10以内（500万円）
ぐんまの野菜産地育成支援 (ソフト事業)	J A、団体等	活動に係る経費、品質向上対策に係る経費	県域団体 1/2以内（100万） 県域以外 1/2以内（20万）
次世代農業ステップアップ支援	認定農業者、J A、団体等	施設整備 機械整備	3/10以内（1,000万円） 3/10以内（500万円）

種苗生産・供給体制支援	認定農業者、JA、団体等	施設整備 機械整備	3/10以内(500万円) 3/10以内(200万円)
-------------	--------------	--------------	--------------------------------

■市町村、JAが実施する主な事業

お住まい又は経営農地が所在する市町村、所属する組織にご相談ください。